これまでの料金改定の背景と改定のポイントについて

1 合併時からの料金改定の背景

平成18年2月の市町村合併の協議において、「水道料金は現行(旧自治体)のとおりとし、5年を目途に調整する」とされました。

合併時、各自治体の水道料金は、使用料の算定方法、料金等が大きく異なっており、標準的な家庭を想定した13mmの口径で1か月20㎡の使用での比較をした場合、下記のとおり約2.1倍の開きがありました。

小野上地区(簡易水道)1,300円(想定値における最小料金)北橘地区(水道事業)2,780円(想定値における最大料金)

水道事業においては、「同一事業・同一料金」が基本原則でありますが、 このような状況で一度に統一を図ると市民生活への影響が大きいため、段階 的に統一していくこととなりました。

第一段階

平成21年4月料金改定のポイント

- ① 口径別料金の採用 子持地区のみ口径別料金であったが、これを全体に採用した。
- ② 逓増逓減型料金体系の採用 大口利用者の水道離れを防止するため。
- ③ 基本水量料金を廃し、口径別の基本料金と全面従量制の採用 多く使用する利用者と少量利用者の格差是正を図るもの。
- ④ 料金算定期間 5年 など

同年の8月検針分以降から一部地域について、統一を図りました(渋川、伊香保、小野上、赤城地区については、平成23年3月末までの激変緩和措置を実施)。

第二段階

平成26年4月料金改定のポイント

- ① 口径別基本料金の改定
- ② 小野上・赤城地区簡易水道料金の統一(両地区は3年間の激変緩和措置を 実施)

激変緩和措置終了後の平成29年8月検針分以降、市内全域において同額の料金形態となりました。

平成29年8月検針分から、全市統一料金

合併後過去2回の料金改定の状況

平成21年4月料金改定 増減額と割合

水道事業	収益等 地区	平成19年度 給水収益	料金改定後 給水収益	差額	増減 割合
	渋川 地区	¥761, 264, 180	¥1, 021, 542, 040	¥260, 277, 860	134. 2%
	伊香保地区	¥313, 253, 830	¥353, 717, 680	¥40, 463, 850	112.9%
	子 持 地 区	¥223, 531, 540	¥223, 531, 540	¥0	100.0%
	北橘地区	¥185, 560, 980	¥185, 560, 980	¥0	100.0%
	計	¥1, 483, 610, 530	¥1, 784, 352, 240	¥300, 741, 710	120.3%
簡易水道事業	収益等 地区	平成19年度 給水収益	料金改定後 給水収益	差額	増減 割合
	小野上地区	¥24, 728, 230	¥32, 751, 400	¥8, 023, 170	132.4%
	赤城地区	¥99, 288, 050	¥118, 078, 800	¥18, 790, 750	118.9%
	計	¥124, 016, 280	¥150, 830, 200	¥26, 813, 920	121.6%
	総計	¥1, 607, 626, 810	¥1, 935, 182, 440	¥327, 555, 630	120.4%

平成26年4月料金改定 増減額と割合

水道事業	収益等 地区	平成24年度 給水収益	料金改定後 給水収益	差額	増減 割合
	渋 川 地 区	¥923, 694, 783	¥953, 912, 876	¥30, 218, 093	103.3%
	伊香保地区	¥309, 972, 462	¥312, 830, 838	¥2, 858, 376	100.9%
	子 持 地 区	¥215, 580, 440	¥184, 993, 512	¥-30, 586, 928	85.8%
	北橘 地区	¥180, 881, 726	¥165, 918, 718	¥-14, 963, 008	91.7%
	計	¥1, 630, 129, 411	¥1, 617, 655, 944	¥-12, 473, 467	99. 2%
簡易水道事業	収益等 地区	平成24年度 給水収益	料金改定後 給水収益	差額	増減 割合
	小野上地区	¥29, 848, 463	¥42, 214, 356	¥12, 365, 893	141.4%
	赤城地区	¥104, 746, 526	¥156, 932, 334	¥52, 185, 808	149.8%
	計	¥134, 594, 989	¥199, 146, 690	¥64, 551, 701	148.0%
	総計	¥1, 764, 724, 400	¥1, 816, 802, 634	¥52, 078, 234	103.0%